

墨田区学童クラブ条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(利用資格)</p> <p>第3条 学童クラブを利用することができる児童は、区内の小学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校をいう。以下同じ。）若しくは義務教育学校の前期課程（学校教育法に規定する義務教育学校の前期課程をいう。以下同じ。）に在籍している児童又は区外の小学校若しくは義務教育学校の前期課程に在籍している区内に住所を有する児童であって、保護者の就労、疾病等の理由により昼間家庭において保護者の適切な保護及び育成を受けることができないものとする。ただし、小学校の第4学年から第6学年までに在籍している児童（義務教育学校の前期課程のうち、当該学年に相当する学年に在籍しているものを含む。）にあつては、区長が特に必要があると認める場合に限り、学童クラブを利用することができる。</p>	<p>〔同左〕</p> <p>第3条 学童クラブを利用することができる児童は、区内の小学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校をいう。以下同じ。）に在籍している児童又は区外の小学校に在籍している区内に住所を有する児童であつて、保護者の就労、疾病等の理由により昼間家庭において保護者の適切な保護及び育成を受けることができないものとする。ただし、小学校の第4学年から第6学年までに在籍している児童にあつては、区長が特に必要があると認める場合に限り、学童クラブを利用することができる。</p>

付 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

学校教育法の一部改正（抄）

改 正 後	改 正 前
<p>第1条 この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。</p> <p>第17条 保護者は、子の満6歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満12歳に達した日の属する学年の終わりまで、これを小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学させる義務を負う。ただし、子が、満12歳に達した日の属する学年の終わりまでに小学校の課程、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の課程を修了しないときは、満15歳に達した日の属する学年の</p>	<p>第1条 この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。</p> <p>第17条 保護者は、子の満6歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満12歳に達した日の属する学年の終わりまで、これを小学校又は特別支援学校の小学部に就学させる義務を負う。ただし、子が、満12歳に達した日の属する学年の終わりまでに小学校又は特別支援学校の小学部の課程を修了しないときは、満15歳に達した日の属する学年の終わり（それまでの間において当該課程を修了したときは、</p>

<p>終わり（それまでの間においてこれらの課程を修了したときは、その修了した日の属する学年の終わり）までとする。</p> <p>2 保護者は、子が<u>小学校の課程、義務教育学校の前期課程</u>又は<u>特別支援学校の小学部</u>の課程を修了した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満15歳に達した日の属する学年の終わりまで、これを中学校、<u>義務教育学校の後期課程</u>、<u>中等教育学校の前期課程</u>又は<u>特別支援学校の中学部</u>に就学させる義務を負う。</p> <p>3 〔略〕</p>	<p>その修了した日の属する学年の終わり）までとする。</p> <p>2 保護者は、子が小学校又は特別支援学校の小学部の課程を修了した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満15歳に達した日の属する学年の終わりまで、これを中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部に就学させる義務を負う。</p> <p>3 〔略〕</p>
--	---

【施行日】平成28年4月1日